

ACUITY **LAW**

MONTHLY LEGAL ROUNDUP

JANUARY 2023
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan および Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャリング
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

今月の Monthly Legal Roundup は、弊社が 2023 年 1 月に発行した主要な法律・規制トピックに関する記事をまとめたものです。ご興味のある記事については、アクセスリンクをクリックして、詳細を御覧ください。

A. 会社法 (CORPORATE LAWS)

1. フィンフルエンサーへの規制が始まる (Finfluencers to be regulated soon!)

国内における投資家層の拡大に伴って、ソーシャルメディアの世界で「フィンフルエンサー (Finfluencers)」と呼ばれる、金融に関するアドバイスを行うインフルエンサーが増加しています。彼らの社会的影響力の大きさを鑑み、SEBI がフィンフルエンサーを規制すべきか否かの議論が巻き起こっています。本記事では、「投資アドバイザー」に関する既存の各種法令と、フィンフルエンサーに関連する規制上の問題について、解説しています。

[Read more](#)

2. インド：ギグ・エコノミーを管理するルール (India: Rules governing the Gig Economy)

ギグ・エコノミーは世界中で活況を呈していますが、ギグ・ワーカーの地位に関する課題も次々に浮上しています。インドでは、社会保障給付の拡充を目的として、「ギグ・ワーカー」と「プラットフォーム・ワーカー」を認める労働法の枠組み「Social Security Code, 2020」が議員から提案がなされています。本記事では、インドにおけるギグ・エコノミーの台頭、ギグ・ワーカーが遭遇する機会と問題、提案されている規制の枠組み、およびインドのギグ・エコノミーを取り巻く状況について、我々の見解と共に解説しています。

[Read more](#)

B. 破産倒産法 (INSOLVENCY LAWS)

1. NCLT による明言：将来の負債には暫定モラトリアムは適用されない (NCLT clarifies: Interim moratorium not applicable to future liabilities)

2016 年破産倒産法の下では、個人保証人に対する破産開始手続の申請がなされると同時に、暫定モラトリアムが発動されます。これにより、あらゆる「債務」に関して、係争中のすべての法的手続きが停止されます。暫定モラトリアムの規定は、「債務者」に関してだけでなく、すべての「債務」に関して適用されるような表現となっており、範囲については依然としてグレーゾーンとなっていました。Ashok Mahindru & Anr. v. Vivek Parti において、会社法上訴審判所 (NCLAT) は、暫定モラトリアムの概念に焦点を当て、当該規定は将来の負債には適用されないことを明確に

しました。本記事では、NCLAT による当該判決について解説すると共に、我々の見解を述べています。

[Read more](#)

2. 倒産処理手続中の申請の行方 (Avoidance application survives insolvency process)

破産手続終了後における、優遇措置、過小評価、債権者の詐取、強奪取引の取り消しを求める申請は、長年グレーゾーンとされてきました。近年、デリー高等裁判所のある判事は、破産手続終了後のこれらの申請は無効である、と判示しました。しかし、デリー高等裁判所のディビジョンベンチでは、これらの申請は破産手続とは無関係であり、計画承認後であっても裁判所の裁きを受けられる、としています。本記事では、当該判決がもたらす広範囲な影響について、解説しています。

[Read more](#)

C. 紛争 (DISPUTES)

1. 仲裁「地」は契約の目的から判断可能である ('Seat' of arbitration can be determined from the purpose of the contract)

仲裁合意において、仲裁手続を規制する独占的管轄権を裁判所に付与するといった意味で、仲裁「地」の概念は非常に重要です。1996 年仲裁調停法の下、仲裁「地」についての定義付けはなされていませんが、裁判所は、仲裁「地」について様々な議論がなされ、大きく発展してきました。M.A. Hakkim v. Patanjali Agro India Pvt. Ltd. & Anr.において、ケララ高等裁判所は、同当事者間の補完的な契約がそれぞれの仲裁条項において異なる仲裁「地」を規定している場合の仲裁「地」の決定という問題を取り扱いました。本記事では、当該事案に関して下された判決について、解説しています。

[Read more](#)

2. 保険契約における「免責条項」の開示の義務化 (Disclosure of 'exclusion clause' in insurance contracts mandatory)

保険契約における免責条項は、特定の状況を保険の対象から切り離すために機能し、保険契約に基づく請求の否認を主張する際の拠り所とされます。Texco Marketing Pvt. Ltd v. TATA AIG General Insurance Co. Ltd.において、最高裁判所は、保険会社に対し、免責条項の被保険者への誠実な開示を義務付けました。本記事では、当該判決について解説すると共に、我々の見解を述べています。

[Read more](#)

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in